

令和3年度第2回鈴鹿市国民健康保険運営協議会 会議録（要旨）

日時 令和4年2月3日（木）
午後1時15分～午後2時45分
場所 鈴鹿市役所5階 503会議室

<出席者>

被保険者を代表する委員

黒田 裕子 藤井 さゆり（オンライン会議システム）

保険医または保険薬剤師を代表する委員

尾崎 郁夫 山田 善和 若生 美樹

公益を代表する委員

大杉 吉包（会長） 石田 秀三（会長職務代理者） 池田 憲彦

被用者保険等保険者を代表する委員

澤田 昇三（オンライン会議システム）

<欠席者>

被保険者を代表する委員

油井 泰身

被用者保険等保険者を代表する委員

内藤 誠 岡 麻子

<事務局>

健康福祉部長 中村 昭宏

保険年金課長 高崎 知奈美

管理G 主幹兼GL 永田 健太郎

資格給付G 主幹兼GL 堤 崇

保険料G 副参事兼GL 宮崎 光義

管理G 白倉 剛大

<傍聴者> なし

1 開会

開会の挨拶【事務局】

末松市長あいさつ

(市長退席)

【事務局】

それでは、ここからの進行を大杉会長よろしく申し上げます。

【会長】

定刻となりましたので、只今より令和 3 年度第 2 回鈴鹿市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、皆様方にはコロナ禍の中、また大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず、本日の委員の出席人数ですが、委員定数 12 名のうち 9 名の方に御出席をいただいております、そのうち 2 名の方にオンライン会議システムで御出席をいただいておりますので、鈴鹿市国民健康保険条例施行規則第 4 条の規定により、本協議会は成立しております。

また、本日澤田委員と藤井委員は、鈴鹿市国民健康保険運営協議会の会議の実施に関する特例を定める要領第 2 条の規定により、オンライン会議システムで御出席いただいております。

続きまして、資料の確認と会議の公開方法並びに会議録の作成について事務局より説明をお願いします。

【事務局】

資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

なお、資料 2-2 ですが、令和 2 年度及び令和 3 年度の数値の記載に一部誤りがあったことに伴い、差し替えが必要となりました。

誠に恐れ入りますが、机上に配布させていただきましたので、差し替えをお願いいたします。オンラインで御出席の方については事前に配布しております。訂正箇所には数値に下線を引いております。

また、お手元に当日配布資料「鈴鹿市の国保（令和 2 年度）」を配布させていただきます。御確認をお願いします。

続きまして会議の公開方法と会議録の作成について説明させていただきます。

本日の協議会は「審議会等の公開に関する指針」に基づく公開の審議会となっておりますが、本日の傍聴希望者はなかったことを御報告いたします。会議録につきましては、録音の上要点をまとめて作成し、後日、内容を会議録署名者に確認していただき、鈴鹿市ホームページに掲載したいと考えています。

なお、委員の氏名は、出席委員の箇所は氏名を公表し、発言箇所につきまし

では、氏名を伏せて会議録を作成したいと思います。

【会長】

ただ今の事務局の説明に対して、意見はありませんか。

(意見なし)

意見がありませんので事務局の説明のとおりとします。次に会議録署名者 2 名でございますが、慣例により被保険者を代表する委員と保険医又は保険薬剤師を代表する委員をお願いすることになっておりますので、黒田委員と山田委員をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【会長】

それでは、これより議事に入りたいと思います。

2 議事

(1) 令和 3 年度国民健康保険事業特別会計決算見込について

はじめに「(1) 令和 3 年度国民健康保険事業特別会計決算見込について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局から資料 1 に基づき説明。

【会長】

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、御質疑等がありましたら、挙手をお願いします。お名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いします。

【A 委員】

令和 3 年度会計の決算見込について、令和 2 年度からの繰越金が 1 億 3 千万円程の見込であると記載があるが、年度末までの変動等についての見通しはいかがですか。

【事務局】

仰られる通り、まだ年度途中ですので、今後は収納率についても催告等を重ねながら適切な保険料の徴収に努め、そういった部分でバランスをとっていきたいと考えています。

【A 委員】

年度末における保険給付費の動きはありますか。

【事務局】

保険給付費の動きは増減が出てくる可能性はありますが、収支の部分では、保険給付費がかかった分に対して普通交付金が交付される仕組みになっていますので、基本的には収支バランスについて影響は出てこないと考えています。

先ほどの説明の中で、保健事業費については決算の見込が立たないと説明させていただきましたが、歳出については健診の受診者数によって変動がありますので、減額する可能性もあります。

【会長】

他によろしいでしょうか。

御質疑は出尽くしたように思います。「(1) 令和 3 年度国民健康保険事業特別会計決算見込について」承認されます方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

【会長】

挙手全員でございますので「(1) 令和 3 年度国民健康保険事業特別会計決算見込について」承認いたします。

(2) 令和 4 年度国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について

【会長】

次に「(2) 令和 4 年度国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局から令和 4 年度国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について資料 2-1, 2-2 に基づき説明。

【会長】

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、御質疑等がありましたら、挙手をお願いします。お名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いします。

【B 委員】

令和 4 年度から特定健康診査については自己負担額は無料になるとお聞きしましたが、その他の事業（30 歳代健康診査、国保脳ドック、生活習慣病対策事業）についても全て自己負担額は無料ということでしょうか。

【事務局】

特定健康診査と 30 歳代健康診査については自己負担額を無料とする予定ですが、脳ドックについてはこれまで通り 14,400 円の自己負担額が発生します。糖

尿病性腎症重症化予防事業については、医療機関を受診された場合、受診費用は自己負担になります。

【A 委員】

人件費が減額となっていますが、これは人数を減らすということでしょうか。先ほどの説明で収納率向上のために滞納整理を進めていかなければいけないと説明があり、人員を確保すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

【事務局】

人件費の減額については、人数を減らすというわけではなく、今年度の時間外手当等の状況をみまして、実績見合いで金額を減らしています。

【A 委員】

徴収の担当人数は何人ですか。

【事務局】

保険料グループが担当しており、正規職員 6 名で対応しています。来年度も変更はありません。

【A 委員】

納付金は減少傾向にあります。今後もそのような傾向で推移する予想ですか。

【事務局】

団塊の世代が後期高齢に移行するということが大きな要因であると考えており、それに伴い医療費が減少することから、保険給付費の財源となる納付金も下がっていくということになります。団塊の世代が後期高齢に移行するのは令和 4 年から約 3 か年であると聞いておりますので、この 3 か年については保険給付費の大きな増加はないと予想しております。

【A 委員】

以前県からの資料の中で、国から県への財政支援が 65 億円あり、そのうち鈴鹿市に 6 億円が配分されると拝見しましたが、これは予算に組み込まれているのか、県からの納付金算定に組み込まれるのか教えてください。

【事務局】

国からの補助金・交付金については、一部直接市へ入金されますが、大部分については国から県を通して入ってくるものですので、直接市に入ってくるものではないです。県からの納付金算定に組み込まれるものです。

【会長】

他によろしいでしょうか。

御質疑は出尽くしたようですので、「(2) 令和 4 年度国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について」承認する委員は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員でございますので、「(2) 令和4年度国民健康保険事業特別会計予算案、及び事業計画案について」承認いたします。

(3) 鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について

【会長】

続きまして、「(3) 鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局から資料3に基づき説明。

【会長】

ありがとうございました。事務局からの説明が終わりましたので、御質疑等がありましたら、挙手をお願いします。お名前をお呼びしますので、呼ばれましたら御発言をお願いします。

【A委員】

先ほどの説明にありました、団塊の世代の後期高齢以降に伴う保険料収入の減少との関係性はいかがでしょうか。また、この軽減措置については、単年度収支でみたものなのか、もしくは何年間かの期間で考えられたものなのか教えてください。8月の運営協議会の中でも基金の活用について質問をしましたが、年度収支の中で余裕ができたなら引き下げを行うのか、あるいは財政的に厳しくなっても基金を活用していくのか等、そのあたりはいかがでしょうか。

【事務局】

県への納付金の大幅な減額や、保険料収納率向上等の努力により、歳入超過が発生しますので、単年度収支を考慮した上で、超過部分について減額をしたものですが、後期高齢への移行に伴う医療費減少により納付金の大幅な増加はないということや、県においても剰余金を活用し市町の負担の軽減にかかる調整がなされていることから、2、3年の間で大幅に市の負担が増加することはないと考えております。

今後の医療費の動向について、県では減少する見込みとしていますが、令和5年度以降についてはわからないという状況です。令和5年度以降の納付金額や医療費の伸び率、被保険者数の減少等を勘案して、収支バランスを見る必要があると考えております。

令和3年度4年度の保険料の引下げが歳入にどう影響するののかも考える必要がありますが、一度引き下げた保険料を、歳入が足りないからすぐに引き上げ

るということは、被保険者に負担を強いることとなりますので、そうではなく、基金等を活用しながら収支バランスを取っていきたいと考えております。

【A 委員】

中学卒業までの医療費を無償化にするという動きがあるため、未就学児の均等割保険料についても、負担割合は国が2分の1、県と市が4分の1ずつであり、市の負担金は260万円ということですが、出生数をみても年々減少していることから、市の負担割合をもう少し増やしてみるのはいかがでしょうか。また、対象となる未就学児の数を教えてください。

【事務局】

対象の未就学児の数については、837名程と把握しております。負担割合については、令和6年度を目途に、保険料水準の統一等に向けて何らかの変動があると捉えております。今後も動きを注視しながら、引き続き、国や県に対して子どもの均等割保険料の減額を要望していきたいと考えております。

【会長】

他によろしいでしょうか。
御質疑は出尽くしたように思います。
「(3) 鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について」 承認する委員は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございます。挙手全員でございますので、「(3) 鈴鹿市国民健康保険条例の一部改正について」承認いたします。

3 その他

【会長】

最後に「その他」について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

次回の運営協議会の開催について説明。

【会長】

以上で、本日の議事については、すべて終了いたしました。これもちまして、本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。長時間にわたり、慎重に御審議をいただきまして、ありがとうございました。